

## 後期基本計画施策体系 (案) 及び 変更理由

号(現行)	変更案 (網掛は現行との変更部分)	変更理由 (文頭の 数字は変更案の号番号に対応)
生涯学習 スポーツ・レクリエーション 市民文化	生涯学習の振興 芸術・文化活動の促進 文化財の保護・活用の推進 生涯スポーツ活動の推進	は、現行の 市民文化では内容が漠然としているため、市民による芸術・文化活動を促進するという内容を明確にした。 は、文化財保護は芸術文化とは性格が異なるため、新たに号を新設した。 は、スポーツは、レクリエーションを包括した概念とし、生涯スポーツ活動の推進で1つの号とした。
幼児期における教育の充実 小中学校教育の充実 魅力ある市立高校づくり 教育条件・教育環境の整備充実	幼児期における教育・保育の充実 小中学校教育の充実 魅力ある市立高校づくり 教育環境の整備充実	は、平成18年4月策定の「習志野市就学前保育一元カリキュラム」においては、教育だけでなく、教育・保育を基本としているため、整合を図った。 は、現行の「教育条件」という言葉は「教育環境」に含まれるとの判断により文言整理した。
家庭の教育力向上への地域ぐるみ支援 コミュニティの核となる学校整備 青少年の健全育成	就学前子育て支援活動への参加促進 家庭や地域の教育力向上への支援 青少年の健全育成の推進	は、現行の を主に就学前(変更案の )、就学後(変更案の )の内容に分割した。現行の2号は前項の 「教育環境の整備充実」に含めた。
保健 医療	地域保健活動の充実 市民主体の健康づくりの推進 医療体制の充実	は、現行の を変更案 と に増やした。変更案 は母子・成人高齢者保健活動拠点であるヘルスステーションを軸とした「地域の」保健活動の事業展開を図るため名称変更した。変更案 は、本市の健康づくりの総合計画である「健康なまち習志野」計画に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康づくりを実践しやすい環境整備の推進を内容とした。
地域ぐるみの福祉 葬祭事業 公共施設・公共交通機関のバリアフリー化	地域ぐるみ福祉の推進 地域資源の活用と充実 福祉的配慮のあるまちづくりの推進	は、法の改正等に伴う新たな需要に対応するため、既存施設を含めた施設機能を考える時期にあることから号を新設した。併せて団塊世代の活用も地域の人的資源の観点から含めた。 は、公共施設のバリアフリーは法律が整備されたが、今後心や制度のバリア解消が必要のため、現行のバリアフリーを「福祉的配慮」とした。現行の は事業レベルであり新 号に含めた。
高齢者福祉 障害者(児)福祉 児童福祉 社会保障	高齢者施策の充実 障害者・障害児施策の充実 子育て子育て支援施策の充実 社会保障の充実	は、こども部創設の意図を勘案し、全ての子育て家庭への支援を明確化する観点から、端的に表現した。
市民と行政との新しい関係づくり ボランティア等の社会活動 コミュニティ活動 男女共同参画社会 平和事業	市民が活動しやすい環境づくりの推進 男女共同参画社会の実現 平和事業の推進	は、現行の が密接に関係していることから、1つに集約した。
地方分権への対応 行政運営の効率化 財政運営の健全化 広域行政の推進	自主自立の体制づくり 行政改革の推進 広域的な連携の推進	は、合併問題が注目を浴びる中、本市が標榜し、グランドデザインでも使用されている「自主自立」を前面に出した。 は、行政改革は単独で号とすべき内容であるため現行の をし、新たな号を設置した。 は、合併推進と取られかねない現行のイメージを変更した。
総合的な環境施策 環境衛生 ごみの減量化、リサイクル	地球環境への貢献 循環型社会の構築 公害防止 環境学習と保全活動の推進	は、環境基本計画における環境目標等、計画に掲げた施策体系に合致した内容とした。
緑地・水辺の保全と活用 国内・国際間の環境情報の交換	干潟や海辺の保全と活用 自然・緑地の保全と活用 渡り鳥を通じた国内外との協力の推進	は、環境基本計画における環境目標等、計画に掲げた施策体系に合致した内容とした。
都市緑化 都市景観	都市緑化の推進 都市景観の創造	
危機管理体制 消防・救急	危機管理体制の充実 消防・救急体制の充実	
防犯体制 交通安全	防犯体制の充実 交通安全対策の充実	
消費者保護 消費者啓発	消費者の権利の尊重と自立支援	は、平成16年6月に改正された消費者基本法では、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」の推進を図ることを基本理念としているため、整合を図った上、1つに集約した。
市街地整備 計画的な都市づくり	市街地整備の推進 計画的な土地利用の誘導	は、都市づくりという抽象的な言葉の中身を土地利用の誘導と具体化した。
道路網 公共交通網 上・下水道、ガス	道路網整備の推進 公共交通網の充実 下水道施設の充実 ガス水道施設の充実	は、現行の「下水道(下水道課)」と「上水道・ガス(企業局)」を分割し、評価しやすくした。
居住環境の改善 優良住宅の供給	良質な住宅の供給推進	は、現行の「優良住宅」という表現は、「優良」の定義があいまいなことや、「グレードの高い住宅」という誤解を招きかねないなどふさわしくないと考え、文言整理したうえ、現行の とをまとめた。
デジタル・ネットワーク化の推進 行政のデジタル化・効率化 情報機器・情報の活用能力の向上	電子自治体の推進	は、現行の号は細分化されすぎているため、1つに統合した。名称については、国の指針である「新電子自治体推進指針」との整合を図った。
中小企業の振興 商業・サービス業の振興 工業の振興 農業の振興 観光の振興 勤労者対策	中小企業の支援 商工業の支援 農業の振興 観光の振興 勤労者の支援	は、現行の 、 は、計画の内容、方向性がほぼ同一であり、現在策定中の「習志野市産業振興計画」でも1つに統合していることから集約した。
新産業の育成	産学民官連携の推進 創業・起業の支援	は、現行の名称では漠然としているためこれを2つに分割し、内容を明確化した。また、産学官に民を入れることで市民協働を強くアピールした。 は、号の名称を具体化することにより、この項(新しい産業の育成)の趣旨を明確化した。
都市間交流 国際交流	都市間・国際間交流の促進	は、現行の 、 の事業が少ないため、集約した。

## 変更理由の補足

1. 現地域ぐるみの福祉を新 地域ぐるみの福祉と 地域資源の活用と充実に分けた。
2. 「法の改正」とは、例えば介護保険法による包括支援センターのあり方として5つでよいか、委託の可能性の検討など。その他障害者自立支援法、発達障害者支援法など。ひまわり学園の療育相談は需要が多いのに小さな部屋しかない、など。
3. 葬祭事業は、本文中の「広域的な観点からの」に該当する。

## 実質的な変更は、文化財の保護・活用の推進

従前、文化財も「市民文化」の一つと考えたようだが、文化財保護は芸術文化とは性格が違う。タテの系統から言っても、芸術・文化の振興は県環境生活部他の3号はいずれも体言止めで意味がはっきりしなかったので、補充したもの。

「生涯学習」 役所が生涯学習する訳ではない。学習するのは市民であり、行政はそれを振興する立場である 「生涯学習の振興」  
「スポーツ・レクリエーション」 スポーツはレクリエーションを包括した概念。また、学校体育と生涯スポーツ活動の違いを示した上で、やはり主体は市民、行政はそれを推進する立場であることを明記 「生涯スポーツ活動の推進」  
「市民文化」 市民文化をどうするのかわからないし、習志野市特有の市民文化とは何かもわからない。役所が芸術活動する訳ではなく、主体はやはり市民  
「芸術・文化活動の促進」 なお、「振興」「推進」「促進」の使い分けは、「施策名称において使用されている言葉の定義について」(企画政策課)を勘案し、行政の関与度(芸術・表現の自由が支配する領域に対して行政が介入できる余地は、スポーツ推進より少ないであろう)によって決めたもの。